

広島駅南口広場再整備に係る基本方針検討委員会設置要綱（案）

（目的）

第1条 拡大都心核へのアクセス強化に資する路面電車の駅前大橋ルートと合わせた広島駅南口広場の再整備に係る基本方針を検討するに当たり、利用者の立場に立った幅広い意見を反映させることを目的として、広島駅南口広場再整備に係る基本方針検討委員会（以下「基本方針検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 基本方針検討委員会の所掌事務は、広島駅南口広場再整備に係る基本方針の検討に当たり必要な事項の検討に関することとする。

（委員）

第3条 基本方針検討委員会の委員は、7人以内とする。

2 前項の委員は、次に掲げる者のうちから市長が依嘱する。

- (1) 交通、都市計画、景観、まちづくり、観光に関する学識経験者
- (2) 市民
- (3) その他市長が必要と認める者

（委員長）

第4条 基本方針検討委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 基本方針検討委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 基本方針検討委員会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、基本方針検討委員会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第6条 基本方針検討委員会の庶務は、道路交通局都市交通部において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、基本方針検討委員会の運営に必要な事項は、基本方針検討委員会で定める。

附 則

この要綱は、平成22年8月 日から施行する。